## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は弁護人林武雄名義の控訴趣意書に記載されている通りであるからこれを引用する。

原判決の挙示する証拠によれば本件パチンコ遊戯により取得したパチンコ玉は更にその後の遊戯に使用し得るほか、これを遊戯店に提出して、この権能は出して、この権能は出して、この権能は出して、この権能は出して、この権能はとれて、この権能はとれて、この権能はとのである情にはいて、この権能のであるを推認して、この権能のはいるを推認して、この権能のはなるという。このをは、から、のののは、であることであるとであるは、のののは、であるとのであるとのであるとは、のののは、であると、のののは、であると、のののは、のののは、であると、のののは、であると、のののは、のののは、のののは、のののは、のののでは、のののは、のののでは、のののは、のののは、ののでは、のののでは、のののは、のののでは、のののでは、のののは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、のののでは、のののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の

原判決には他に破棄に値する瑕疵がなく本件控訴はその理由がないから刑事訴訟 法第三百九十六条に則りこれを棄却すべきものとする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 羽田秀雄 判事 鷲見勇平 判事 小林登一)